

住民協議・ヒアリング実施に関する意見

- ・ JBIC 環境ガイドラインにおいては、
「プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。」
と規定されている。しかし、実際には円借款の審査段階において、過去に遡って協議やヒアリングを行うことは不可能。円借款審査で行うことは主として過去に実施機関等により行われた協議等の「確認」作業となる。また、この段階で確認される「協議」の多くが、事業計画が確定した上での、事業ありきの協議であり、事業計画にステークホルダーの意見を組み込むものではない。さらに適切なステークホルダーの特定が行われておらず、移転住民などに対する極めて狭い協議や形式的な協議しか行われていない例も多々見受けられる。
- ・ ジェトロ案件形成調査は、大規模インフラ案件(水力・火力・鉄道等)も多く含まれている。この段階において、情報収集に加え、ジェトロ調査以降に想定されている一連の調査やプロセス・事業計画に対する意見などを聴取し、スコーピング等に反映させ、今後必要とされる案件形成のための行動に組み入れる重要性は高い。
- ・ 以上を鑑みれば、「環境社会影響がある」とされた事業においては、ジェトロ案件形成調査中にステークホルダー協議またはヒアリングを実施する必要がある。
- ・ ステークホルダー協議・ヒアリングの主たる目的は下記の2つ
環境社会影響に関する情報の収集
現段階における提案事業に対する意見、今後の一連の調査やプロセスに対する意見の聴取
- ・ また、ジェトロ調査内に行われる協議・ヒアリングは予備的・限定的なものであるため、本格的な協議が今後行われることを想定し、下記を行う必要がある。
今後協議を行っていくべきステークホルダーの特定
今後の協議計画の策定

(参考)ジェトロ案件調査における住民ヒアリングの実施例

- ・ ベトナム国ニョクエ水力発電所建設事業に係る F/S 調査(平成 17 年度):住民ヒアリング(本事業に関する意見、生活の現況・ベースライン)を実施
- ・ ベトナム国ナムムック水力発電所建設事業に係る F/S 調査(平成 15 年度):住民ヒアリング(水没地域、周辺地域において 6 村でヒアリング:事業に対する意見、生活の現況、電化の状況)を実施

以上